

(議) 第 1 号

地方自治法第96条第2項の規定に基く議決事件指定条例の一部を改正する件

上記の議案を別紙のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条および秋田市議会会議規則（昭和42年秋田市議会規則第1号）第14条の規定により提出する。

平成27年 3 月 20 日

提出者

秋田市議会議員 岩 谷 政 良

外38名

秋田市議会議長 鎌 田 修 悦 様

地方自治法第96条第2項の規定に基く議決事件指定条例の一部を改正する条例

地方自治法第96条第2項の規定に基く議決事件指定条例（昭和24年秋田市条例第36号）の一部を次のように改正する。

本則第1号を次のように改める。

- (1) 本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の策定、変更又は廃止に関すること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

地方自治法第96条第2項の規定に基づく議会の議決すべき事件を改めるため、改正しようとするものである。